

秋田県告示第261号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第5項において準用する第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 <u>44.5</u>トン</p> <p>(2) 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県くろまぐろ（小型魚）</td> <td><u>42.2</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>42.2</u> トン	<p>1 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 <u>26.8</u>トン</p> <p>(2) 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県くろまぐろ（小型魚）</td> <td><u>25.4</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>25.4</u> トン
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>42.2</u> トン								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（小型魚）	<u>25.4</u> トン								
<p>2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 <u>38.7</u>トン</p> <p>(2) 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県くろまぐろ（大型魚）</td> <td><u>36.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>36.7</u> トン	<p>2 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量 <u>31.3</u>トン</p> <p>(2) 知事管理区分に配分する数量</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>知事管理区分</th> <th>配分数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秋田県くろまぐろ（大型魚）</td> <td><u>29.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	配分数量	秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>29.7</u> トン
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>36.7</u> トン								
知事管理区分	配分数量								
秋田県くろまぐろ（大型魚）	<u>29.7</u> トン								